

茨木市意思疎通支援事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号に掲げる事業（第2及び第3において「支援事業」という。）について、市が実施するための必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 支援事業の利用対象者（以下「利用者」という。）は、本市の区域内に居住し、手話通訳、要約筆記等により意思疎通支援が必要な聴覚障害者及び聴覚障害者と意思疎通を図る必要がある者とする。

(支援事業の内容)

第3 支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 手話通訳者等の派遣
- (2) 設置手話通訳の設置
- (3) 手話奉仕員の養成

(派遣)

第4 手話通訳者等の派遣は、次に掲げる場合に行うものとする。この場合において、営利を目的とするとき又は政治団体若しくは宗教団体が行う活動のときは、派遣を行わないものとする。

- (1) 生命及び健康の維持増進に関する場合
- (2) 財産・労働等権利義務に関する場合
- (3) 官公庁、裁判所、警察、学校等の公的機関と連絡調整を図る場合
- (4) 社会参加を促進する学習活動等に参加する場合
- (5) その他市長が特に必要と認めた場合

2 派遣の範囲は、1日の範囲で業務を終えることが可能なものとする。

(手話通訳者等)

第5 手話通訳者等とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者で、市長が別に定める者とする。

- (1) 手話通訳士 平成元年5月20日厚生省局長告示第108号で定める手話通訳技能認定試験に合格し、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに登録している者
- (2) 手話通訳者 大阪府が実施する登録手話通訳者試験に合格し、大阪府に登録している者、手話通訳者全国统一試験に合格した者又はこれに準ずる者
- (3) 要約筆記者 全国统一要約筆記者認定試験に合格した者

(派遣の申請)

第6 手話通訳者等の派遣を受けようとする者は、手話通訳者等派遣申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、担当の手話通訳者等を選定の上、手話通訳者等派遣通知書（様式第2号）又は手話通訳者等派遣不承認通知書（様式第3号）により、申請した者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により手話通訳者等を選定する上で、派遣先が遠方であり本市の手話通訳者等の派遣が困難な場合、派遣先にある市町村、または都道府県が実施、または委託する意思疎通支援者派遣事業所と調整の上、前項に規定する通知書により、申請した者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の手話通訳者等を選定したときは、当該手話通訳者等に手話通訳等の依頼を行うものとする。

（報告）

第7 派遣された手話通訳者等は、派遣された日の属する月の末日までに当該月分の手話通訳等の活動の内容を手話通訳者等活動報告書（様式第4号）により、市長に報告しなければならない。

（費用の負担）

第8 手話通訳者等の派遣に要する費用の負担は、無料とする。

（順守事項）

第9 手話通訳者等は、自らその技術と知識の向上に努めなければならない。

- 2 手話通訳者等は、聴覚障害者等の人格を尊重し、その信条等によって差別的な取扱いをしてはならない。
- 3 手話通訳者等は、業務上知り得た情報を利用者及びその関係者の意に反して第三者に提供してはならない。

（設置手話通訳の業務内容）

第10 第3第1項2号の設置手話通訳の業務は、次の番号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 聴覚障害者等の更生援護に関する相談事業
- (2) 聴覚障害者等の更生援護に関する関係機関への手話通訳による仲介
- (3) 関係団体及び専門機関との連携
- (4) その他市長が必要と認めた業務

（手話奉仕員の養成）

第11 手話通訳者等を養成するための研修、他必要な事業を行う。

（その他）

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成18年10月30日から実施し、平成18年10月1日から適用する。（茨木市手話通訳者等派遣事業要綱の廃止）
- 2 茨木市手話通訳者等派遣事業要綱（平成6年5月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(実施期日)

この要綱は、平成30年12月20日から実施する。ただし、第5第1項3号の規定は、平成31年4月1日から実施する。

(経過措置)

本要綱第5に定める手話通訳者等には、平成31年4月1日時点で採用されている者について再任用を妨げるものではない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。
(茨木市ろうあ者福祉指導員設置要綱の廃止)
- 2 茨木市ろうあ者福祉指導員設置要綱(昭和55年9月1日実施)は、廃止する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市意思疎通支援事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市意思疎通支援事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。